



平成 22 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者名 代表取締役社長 山下 徹
(コード: 9613 東証第 1 部)
問合せ先 I R 室長 金江 隆司
(TEL. 03-5546-9962)

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「株式会社エヌジェーケー株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、株式会社エヌジェーケー（コード番号 9748、東証第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関する平成 21 年 12 月 22 日付公開買付届出書について、金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項に基づく訂正届出書を平成 22 年 2 月 4 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、平成 21 年 12 月 21 日付「株式会社エヌジェーケー株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成 21 年 12 月 22 日付「公開買付開始公告」の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、対象者が平成 22 年 2 月 4 日付で、当社が平成 22 年 2 月 2 日付で、それぞれ平成 22 年 3 月期第 3 四半期決算短信を公表したこと、公正取引委員会から平成 21 年 6 月 10 日法律第 51 号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）第 49 条第 5 項の規定に基づく事前通知及び同法第 10 条第 9 項に基づく報告等の要求を受けることなく独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が平成 22 年 2 月 3 日付で終了したこと、及び特別関係者の存在が明らかになったことに伴うものであり、基本的な本公開買付けの条件に変更はございません。

記

I. 平成 21 年 12 月 21 日付「株式会社エヌジェーケー株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正内容

「株式会社エヌジェーケー株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、下記のとおり訂正いたします。なお訂正箇所には下線を付しております。

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

| | | |
|------------------------------|----------|-----------------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 一 個 | (買付け等前における株券等所有割合 <u>—%</u>) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 二 個 | (買付け等前における株券等所有割合 <u>—%</u>) |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数 | 7,071 個 | (買付け等後における株券等所有割合 <u>51.54%</u>) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 13,720 個 | |

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しています。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年11月9日に提出した第40期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数を記載しています。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下三位を四捨五入しています。

(訂正後)

| | | |
|------------------------------|---------|-----------------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 一個 | (買付け等前における株券等所有割合 -%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 6個 | (買付け等前における株券等所有割合 <u>0.04%</u>) |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数 | 7,071個 | (買付け等後における株券等所有割合 <u>51.58%</u>) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 13,720個 | |

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しています。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年11月9日に提出した第40期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数を記載しています。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下三位を四捨五入しています。

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株券等の取得につき、平成21年6月10日法律第51号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めにより、公正取引委員会に事前届出を提出する必要があり、当該届出が受理された日から30日を経過するまで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。公開買付者は、平成22年1月4日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出することを予定しており、同日付でかかる事前届出が受理された場合、待機期間は平成22年2月3日に終了する予定です。本公開買付けによる対象者株券等の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、及び、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

なお、公開買付者は、本公開買付けによる対象者株券等の取得につき、平成 21 年 6 月 10 日法律第 51 号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項の定めにより、公正取引委員会に事前届出を提出する必要があり、当該届出が受理された日から 30 日を経過するまで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。なお、当該待機期間の終了に伴って、公正取引委員会より待機期間の終了を確認する通知を平成 22 年 2 月 4 日に受領しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から独占禁止法第 49 条第 5 項の規定に基づく事前通知及び同法第 10 条第 9 項に基づく報告等の要求を受けておらず、これにより、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は終了しております。

4. その他

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(訂正前)

(前略)

② 対象者は、平成 21 年 12 月 21 日開催の対象者取締役会において、平成 21 年 9 月 30 日時点で保有していた自己株式のうち、未行使の新株予約権（ストック・オプション）の行使により移転されるべき 335,000 株を除く全て（普通株式 559,139 株）を平成 22 年 3 月 2 日付にて消却する旨の決議をしています。

(訂正後)

(前略)

② 対象者は、平成 21 年 12 月 21 日開催の対象者取締役会において、平成 21 年 9 月 30 日時点で保有していた自己株式のうち、未行使の新株予約権（ストック・オプション）の行使により移転されるべき 335,000 株を除く全て（普通株式 559,139 株）を平成 22 年 3 月 2 日付にて消却する旨の決議をしています。

③ 対象者は、平成 22 年 2 月 4 日付で、東京証券取引所において、「平成 22 年 3 月期 第 3 四半期決算短信」を公表しております。当該公表に基づく対象者の連結の損益の状況等の概要是、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の対象者の損益の状況等の概要是、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社は、その正確性及び真実性について検証しうる立場なく、また実際かかる検証を行っておりません。

【損益の状況】

| <u>会計期間</u> | <u>平成 22 年 3 月期 (第 40 期第 3 四半期連結累計期間)</u> |
|----------------|-----------------------------------------------|
| 売上高 | 6,874,218 千円 |
| 売上原価 | 5,347,421 千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,973,079 千円 |
| 営業外収益 | 143,678 千円 |
| 営業外費用 | 22,505 千円 |
| 四半期純利益(四半期純損失) | △191,289 千円 |

【1 株当たりの状況】

| <u>会計期間</u> | <u>平成 22 年 3 月期 (第 40 期第 3 四半期連結累計期間)</u> |
|--------------|-----------------------------------------------|
| 1 株当たり四半期純損益 | △13.76 円 |
| 1 株当たり配当額 | — |
| 1 株当たり純資産額 | 721.95 円 |

- ④ 当社は、平成 22 年 2 月 2 日付で、東京証券取引所において、「平成 22 年 3 月期 第 3 四半期決算短信」を公表しております。当該公表に基づく当社の連結の損益の状況等の概要は、以下のとおりです。
なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。

【損益の状況】

| <u>会計期間</u> | <u>平成 22 年 3 月期 (第 22 期第 3 四半期連結累計期間)</u> |
|----------------|-----------------------------------------------|
| 売上高 | 796,655 百万円 |
| 売上原価 | 605,920 百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 140,553 百万円 |
| 営業外収益 | 2,620 百万円 |
| 営業外費用 | 7,573 百万円 |
| 四半期純利益(四半期純損失) | 21,839 百万円 |

【1株当たりの状況】

| <u>会計期間</u> | <u>平成 22 年 3 月期 (第 22 期第 3 四半期連結累計期間)</u> |
|--------------|-----------------------------------------------|
| 1 株当たり四半期純損益 | <u>7,786.02 円</u> |
| 1 株当たり配当額 | <u>3,000 円</u> |
| 1 株当たり純資産額 | <u>203,769.54 円</u> |

II. 平成 21 年 12 月 22 日付「公開買付開始公告」の訂正内容

「公開買付開始公告」について、下記のとおり訂正いたします。なお訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

- (7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

(訂正前)

| | | | | | |
|-------|----|-------|----|----|----|
| 公開買付者 | —% | 特別関係者 | —% | 合計 | —% |
|-------|----|-------|----|----|----|

(訂正後)

| | | | | | |
|-------|----|-------|-------|----|-------|
| 公開買付者 | —% | 特別関係者 | 0.04% | 合計 | 0.04% |
|-------|----|-------|-------|----|-------|

(注)「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計に基づき計算しております。

- (8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

(訂正前)

| | | | |
|-------|--------|----|--------|
| 公開買付者 | 51.54% | 合計 | 51.54% |
|-------|--------|----|--------|

(訂正後)

| | | | |
|-------|--------|----|--------|
| 公開買付者 | 51.54% | 合計 | 51.58% |
|-------|--------|----|--------|

(14) その他買付け等の条件及び方法

- ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株券等の取得につき、平成 21 年 6 月 10 日法律第 51 号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項の定めにより、公正取引委員会に事前届出を提出する必要があり、当該届出が受理された日から 30 日を経過するまで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。なお、公開買付者は、平成 22 年 1 月 4 日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出することを予定しており、同日付でかかる事前届出が受理された場合、待機期間は平成 22 年 2 月 3 日に終了する予定です。本公開買付けによる対象者株券等の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。公正取引委員会から独占禁止法第 49 条第 5 項の規定に基

づく事前通知及び独占禁止法第 10 条第 9 項に基づく報告等の要求を受けることなく独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、及び、同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかつたものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

なお、公開買付者は、本公開買付けによる対象者株券等の取得につき、平成 21 年 6 月 10 日法律第 51 号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項の定めにより、公正取引委員会に事前届出を提出する必要があり、当該届出が受理された日から 30 日を経過するまで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。なお、当該待機期間の終了に伴って、公正取引委員会より待機期間の終了を確認する通知を平成 22 年 2 月 4 日に受領しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から独占禁止法第 49 条第 5 項の規定に基づく事前通知及び同法第 10 条第 9 項に基づく報告等の要求を受けておらず、これにより、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は終了しております。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けに関する訂正内容を一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。